

令和7年度に中学校入学予定のみなさんを対象とした特例措置について

(「南部小・一中学区」にお住いの小学6年生の方)

現在「一中学区」にお住まいの児童のみなさんについては、令和8年度に通学区域が変更になることに伴い、その前後に中学校へ進学する兄弟姉妹がいる場合、原則として、別々の中学校へ進学することになります。

●令和7年度に中学校へ進学する児童の皆さんは、「一中」へ進学します。

●令和8年度以降に中学校へ進学する児童の皆さんは、全員、「南成中」へ進学することになります。

このように、「一中」へ進学する兄姉と「南成中学校」へ進学することになる弟妹がいる場合、兄弟姉妹が同一の中学校へ進学できるよう、次のような特例措置を講じます。(「二中」は、令和8年度に「南成中」へ移行します。

(1) 兄姉(現小6年生)に関する特例措置 (現小6年生と現小5年生の兄弟姉妹がいる場合)

- ① 令和8年度時点において、兄弟姉妹が中学2年生と中学1年生に在籍することになります。
- ② 「一中学区」に住む現小6年生の兄姉が、令和7年度に中学校へ進学する際に、本来であれば、「一中」に進学するところを、通学区域の変更後、令和8年度に現小5年生の弟妹が入学する予定の「二中(統合により南成中へ移行)」に入学することができるよう特例措置を講じます。

(2) 兄姉(現小6年生)に関する特例措置 (現小6年生と現小4年生の兄弟姉妹がいる場合)

- ① 令和9年度時点において、兄弟姉妹が中学3年生と中学1年生に在籍することになります。
- ② 「一中学区」に住む現小6年生の兄姉が、令和7年度に中学校へ進学する際に、本来であれば、「一中」に進学するところを、通学区域の変更後、令和9年度に現小4年生の弟妹が入学する予定の「二中(統合により南成中へ移行)」に入学することができるよう特例措置を講じます。

参 考

令和8年度又は令和9年度に中学校へ入学予定の弟妹の方がいらっしゃる場合、次の特例措置を受けることが可能になります。

兄姉の方は、現在の通学区域で中学校へ入学し、弟妹の方が同じ中学校へ進学することができる特例措置になります。(令和7年度になりましたら対象となる保護者の皆様へお知らせいたします。)

1 令和8年度の中学校入学者を対象とした特例措置

弟妹(現小5年生)に関する特例措置 (現小5年生と現小6年生の兄弟姉妹がいる場合)

- ① 令和8年度時点において、兄弟姉妹が中学2年生と中学1年生に在籍することになります。
- ② 通学区域の変更により、新たに「南成中学区」となった後、令和8年度に「南成中」へ進学することとなる現小5年生の弟妹が、令和7年度に現小6年生の兄姉が入学し中学2年生に在籍している「一中」に入学することができるよう特例措置を講じます。

2 令和9年度の中学校入学者を対象とした特例措置

弟妹(現小4年生)に関する特例措置 (現小4年生と現小6年生の兄弟姉妹がいる場合)

- ① 令和9年度時点において、兄弟姉妹が中学3年生と中学1年生に在籍することになります。
- ② 通学区域の変更により、新たに「南成中学区」となった後、令和9年度に「南成中」へ進学することとなる現小4年生の弟妹が、令和7年度に現小6年生の兄姉が入学し中学3年生に在籍している「一中」に入学することができるよう特例措置を講じます。